

物品供給契約書

No. _____

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 契約名(物件名) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 規 格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 数 量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 単 価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 契約区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 確定契約 <input type="checkbox"/> 概算契約(概算数量契約) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 契約金額 ※消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約金額とする。 | <table border="1"> <tr> <td>百</td> <td>+</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>+</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>+</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>税込総額</p> <input checked="" type="checkbox"/> うち取引に係る消費税及び地方消費税額 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>+</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>+</td> <td>円</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 不課税 <input type="checkbox"/> 免税</p> | 百 | + | 億 | 千 | 百 | + | 万 | 千 | 百 | + | 円 | | 億 | 千 | 百 | + | 万 | 千 | 百 | + | 円 |
| 百 | + | 億 | 千 | 百 | + | 万 | 千 | 百 | + | 円 | | | | | | | | | | | | | |
| | 億 | 千 | 百 | + | 万 | 千 | 百 | + | 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 納入場所 | 済生会横浜市南部病院 病院棟〇階 〇〇 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 納入期限 | <input type="checkbox"/> 期限 20 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 契約締結日から 日以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 部分払 | <input checked="" type="checkbox"/> しない <input type="checkbox"/> する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 支払期日 | 毎月末日までに発生した債務の支払いは、翌々月末日に行うものとする。ただし、適法な支払請求書を甲が翌月5日までに受理した場合に限る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 支払請求書 | 請求者欄は、契約書の供給者(乙)欄と同一の名義人の記載と同一の押印がしてあること。ただし、供給者(乙)欄と異なる名義人による請求の場合は、代理権を確認できる書類を添付すること。また、請求金額の小数点以下は切り捨てとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 支払方法 | 乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 振込手数料 | 乙の負担とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 契約保証金 | 免除 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 内 訳 書 | <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 特約条項 | <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(本契約約款に優先するものとする) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

上記の物品について、発注者(甲)と供給者(乙)とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の契約約款の条項(特約条項がある場合、それを含む。)、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会法令遵守規程、個人情報保護に関する特記事項、秘密保持に関する特記事項及び仕様書(設計書、契約細目等を含む。)により物品供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

20 年 月 日

発注者(甲) 住 所 横浜市港南区港南台三丁目2番10号
 商号又は名称 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会 横浜市南部病院
 代表者職氏名 院 長 猿 渡 力 印

供給者(乙) 住 所
 商号又は名称
 代表者職氏名 印

物品供給契約約款

(総則)

第1条 発注者及び供給者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書等をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書等を内容とする物品の供給契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 供給者は、契約書記載の物品を納入期限内に納入し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 納入を完了するための一切の手段については、この約款及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、供給者が、その責任において定める。
- 供給者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによるものとする。
- この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- この契約に係る訴訟の提起又は調停については、専属管轄を除くほか、被告人の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(済生会法令遵守規程の遵守)

第1条の2 供給者は、本件契約の履行に当たっては、社会福祉法人恩賜財団済生会法令遵守規程(別掲)を理解し、誠実に業務を遂行する。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 供給者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第3条 供給者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、供給者がその存在を知らなかったときは、発注者は、供給者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

第4条 供給者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、発注者に通知しなければならない。

- 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と供給者とが協議して、定めるものとする。

(材料の品質)

第5条 供給者は、仕様書等に品質が明示されていない材料については、中等以上の品質を有するものを使用しなければならない。

(契約代金を含むもの)

第6条 契約代金は、こん包、運送及びすえつけに要する費用を含むものとする。

(仕様書等の疑義)

第7条 供給者は、仕様書等に疑義がある場合には、遅滞なく、発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

- 発注者は、前項の規定により指示を求められたときは、直ちに仕様書等の疑義を調査しなければならない。
- 発注者は、前項の調査の結果必要があると認めるときは、第10条の規定により仕様書等を変更し、契約書の内容を変更することができる。

(納入期限の延長)

第8条 供給者は、天災地変その他の正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長を申請することができる。

- 発注者は、前項の申請があったときは、その事実を審査し、正当な理由があると認められるときは、発注者と供給者とが協議して納入期限の延長日数を定めるものとする。この場合、第10条の規定により契約書の内容を変更するものとする。

(契約の履行に係る供給者の提案)

第9条 供給者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替物品、代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

- 発注者は、前項に規定する供給者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を供給者に通知しなければならない。
- 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、第10条の規定により、契約の内容を変更しなければならない。

(契約の変更)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更の内容を供給者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約代金額、納入期限その他の契約書の内容を変更することができる。

- 発注者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、納入期限、納入場所その他契約書の内容の変更を供給者に通知して、契約書を変更することができる。
- 前2項の規定による契約書の内容の変更については、発注者と供給者とが協議して定める。
- 前項の協議の開始の日については、発注者が供給者の意見を聴いて定め、供給者に通知するものとする。

(物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第11条 特別な要因により納入期限までに主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不相当となったと認められるときは、発注者又は供給者は、契約代金額の変更を請求することができる。

- 予期することのできない特別な事情により、納入期限までに日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は供給者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を請求することができる。
- 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、発注者と供給者とが協議して定める。
- 前項の協議の開始の日については、発注者が供給者の意見を聴いて定め、供給者に通知する。

(中間検査)

第12条 供給者は、物品の品質等に関し、発注者が必要と認めるときは、引渡しの前に発注者の検査を受けなければならない。

- 発注者は、前項の検査(以下「中間検査」という。)を実施する場合において、必要があると認めるときは、供給者の承諾を得て、物品を分解し、破壊し、又は試験することができる。
- 供給者は、中間検査に立ち会わなければならない。
- 供給者は、正当な理由がなく中間検査に立ち会わなかった場合は、当該検査の結果について異議を申し出ることができない。
- 中間検査の実施の期日及び場所は、発注者と供給者とが協議して定める。
- 供給者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。
- 中間検査に直接必要な費用(物品の破壊等による損失を含む。)は、供給者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、この限りでない。

(納入)

第13条 供給者は、物品を納入しようとするときは、納品書を持参し、物品を一括して発注者に引き渡さなければならない。

- 前項の規定にかかわらず、発注者が、必要があると認めるとき、又はやむを得ない理由があると認めるときは、物品を分割して発注者に引き渡すこと

ができる。

3 供給者は、いったん発注者に引き渡した物品を、その承諾を得ないで持ち出すことができない。

(受領検査)

第14条 発注者は、前条の規定により物品の引渡しを受けたときは、その日から起算して10日以内に検査するものとする。

2 供給者は、発注者から要求のあった場合には、前項の規定による検査(以下「受領検査」という。)の結果、不合格となった物品を遅滞なく納入場所から引き取らなければならない。

3 発注者は、前項の要求にかかわらず、供給者が物品を引き取らない場合は、当該物品の保管の責めを負わず、及び供給者の費用をもって、当該物品を返送し、若しくは供託し、又は当該物品を売却してその代価を保管し、若しくは供託することができる。

4 受領検査については、第12条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。

(再検査)

第15条 供給者は、受領検査の結果、物品が不合格となった場合は、発注者の指示するところに従い、当該物品について数量の追加、異状品の修補又は代品による補充を行い、発注者の再検査を受けなければならない。

2 前項の検査については、前条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第16条 物品の所有権は、発注者が受領検査の結果、当該物品を合格と認めたとときをもって発注者に移転するものとする。

(所有権移転前の物品に対する損害の負担)

第17条 所有権移転前に生じた一切の損害は、供給者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものは、この限りでない。

(値引き受領)

第18条 発注者は、受領検査において不合格となった物品のうち、契約の内容に適合しないが、仕様書等との相違が軽微で、かつ、使用上支障のない物品を、受領検査に合格したものとみなして、契約代金から相当分を値引きして受領することができる。

2 前項の規定により物品を値引きして受領する場合には、第10条の規定により契約書を変更するものとする。

(契約代金の支払)

第19条 契約代金は、物品の全部について、受領検査に合格した後、供給者の請求によって支払うものとする。

2 契約代金の支払期日等は、別途定めるものとする。

3 前2項の規定は、発注者が物品の分割納入を認め、当該分割の契約代金相当額を支払うこととされている場合に準用する。

4 発注者がその責めに帰すべき理由により、第14条第1項に規定する期日までに検査をしないときは、その期日を経過した日から検査をした日までの日数は、第2項の支払期日(以下「約定期日」という。)までの日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期日を超えるときは、約定期日は、遅延日数が約定期日を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第19条の2 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等率に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(契約不適合責任)

第20条 発注者は、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、供給者に対して、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、供給者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 供給者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定による契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項の規定による履行の追完又は第2項の規定による代金の減額請求をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第21条 発注者は、物品の納入が完了しない間は、第22条から第23条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより供給者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(発注者の催告による解除権)

第22条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 納入期限(第13条第2項に基づき分割して納入を認めた物品においては、当該分割納入物品に係る納入期限)までに納入することができないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入しないとき。
- (3) 引き渡された物品に契約不適合がある場合において、これによって、契約の目的が達成できないとき。
- (4) 正当な理由がなく、第20条第1項に規定する履行の追完又は同条第2項に規定する代金の減額がされないとき。
- (5) 契約の履行につき不正な行為があったとき。
- (6) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、発注者の職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (7) 前各号のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第23条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 物品を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 供給者の債務の一部が履行不能である場合又は供給者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、供給者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第25条又は第26条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 第30条の2第1項に該当したとき。

(暴力団排除条項)

第23条の2 発注者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除する

ことができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団、条例第2条第4号に規定する暴力団員等、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
- (3) 供給者が、この契約に関して、資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (4) 供給者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、発注者が供給者に対して当該契約の解除を求め、供給者がこれに従わなかったとき。
- (5) 供給者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者にこの契約に関する債権を譲渡したとき。

2 第1項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、供給者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条 第22条各号又は第23条各号(ただし、第1号、第7号又は第8号を除く。)に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、この契約を解除することができない。

(供給者の催告による解除権)

第25条 供給者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(供給者の催告によらない解除権)

第26条 供給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第10条の契約の内容の変更により、契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって物品の納入が不可能になったとき。

(供給者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 第25条又は第26条各号に定める場合が供給者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、供給者は、この契約を解除することができない。

(合意解除)

第28条 発注者は、必要があると認めるときは、第21条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、この契約を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第29条 発注者は、第21条、第22条、第23条、第23条の2、第25条、第26条又は第28条の規定によりこの契約が解除された場合においては、第13条の規定に基づき引渡しを受けた物品がある場合は、受領検査の上、当該検査に合格した部分に相当する契約代金を第19条の規定により支払うものとする。この場合において、検査に直接要する費用は、供給者の負担とする。

(発注者の損害賠償請求等)

第30条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 供給者の責めに帰すべき理由により納入期限内に物品を納入できないとき。
 - (2) 第22条各号又は第23条各号に定める事由があるとき。
 - (3) 前2号に定める場合のほか、供給者が債務の本旨に従った履行をしないうとき。
- 2 前項第1号の損害金の額は、納入期限までに納入することができない物品の契約代金相当額(第18条の規定に基づき値引きしたときは、値引き後の金額)に、遅延日数に応じ、年利3%を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。ただし、遅延日数は、発注者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、供給者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第22条又は第23条の規定により、この契約が解除された場合
 - (2) 供給者がその債務の履行を拒否し、又は、供給者の責めに帰すべき事由によって、供給者の債務について履行不能となった場合
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 供給者について破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人
 - (2) 供給者について会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人
 - (3) 供給者について民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項各号又は第3項各号に定める場合(第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び「取引上の社会通念に照らして供給者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項又は第3項の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第30条の2 供給者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 供給者又は供給者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「供給者等」という。)が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、供給者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、供給者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、供給者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)において、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 供給者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による物品の納入が完了した後においても同様とする。

(供給者の損害賠償請求等)

第31条 供給者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第21条、第25条又は第26条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないうとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 発注者の責めに帰すべき理由により第19条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年利3%を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間)

第32条 供給者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内のその旨を供給者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、供給者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第33条 供給者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 供給者は、前項の不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じる恐れがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。その結果、納入期限に遅れが生じると認められた場合は、第8条の規定により、発注者に納入期限延長の請求を行うものとする。

3 供給者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 供給者は、前項の被害により、納入期限に遅れが生じる恐れがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。その結果、納入期限に遅れが生じると認められたときは、第8条の規定により、発注者に納入期限延長の請求を行うものとする。

(概算数量契約)

第34条 契約書記載の物品の数量が、概算数量として契約されている場合(以下本条において「概算数量契約」という。)において、第6条及び第18条中「契約代金」を「契約書記載の単価」に、第10条、第11条、第26条及び第30条の2中「契約代金額」を「概算数量と契約書記載の単価を乗じた金額に消費税相当額を加算した額」に、第30条中「契約代金相当額」を「単価に確定した数量を乗じた金額に消費税相当額を加算した額」と読み替えて、この規定を準用する。

2 供給者は、当該概算数量契約において、変動する数量が契約書記載の数量よりも大幅に下回ることが明らかな場合、第7条の規定に基づいて、発注者に通知し、指示を受けなければならない。

3 発注者は、変動数量が契約書記載の数量よりも大幅に下回ると予測した場合において、その旨を供給者に通知し、当該概算数量契約の内容について、発注者と供給者とが協議して確認をしなければならない。

(相殺)

第35条 発注者は、この契約に基づいて発注者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて供給者が負う債務と相殺することができる。

(疑義の解決)

第36条 この契約書に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と供給者とが協議の上、解決するものとする。

(補則)

第37条 この約款に定めのない事項については、社会福祉法人恩賜財団済生会経理規程の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と供給者とが協議して定める。また、この約款と仕様書(設計書、契約細目等を含む。)との整合性に疑義を生じた場合は、発注者と供給者とが誠実に協議するものとする。

個人情報保護に関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 本院(以下「委託者」という。))が、この契約において個人情報を取り扱わせる者(以下「受託者」という。))は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号:以下「法律」という。))その他個人情報の保護に関する法令、関係省庁等の作成した個人情報保護に関するガイドライン、本院が制定した個人情報保護方針(平成23年1月31日改訂)及び個人情報保護規程(令和5年4月1日改訂:以下「保護規程」という。))の趣旨を尊重するものとし、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 本特記事項中、「個人情報」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 法律第2条に規定するもの。
- (2) 保護規程第2条に規定するもの。

(適正な管理)

第3条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

(従事者の監督)

第4条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第6条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者(以下「再受託者」という。))に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再委託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告、資料の提出等)

第10条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

(残存義務)

第13条 本「個人情報保護に関する特記事項」に基づく義務は、この契約が終了し、又は解除された後においても残存するものとする。

秘密保持に関する特記事項

本院(以下「委託者」という。)又は受託者から相手方に示される特定情報につき、次のとおり秘密保持に関する特記事項(以下「本特記事項」という。)を定めるものとする。

(定義)

第1条 本特記事項において「特定情報」とは、委託者及び受託者が相手方に対し本業務のため、文章その他の方法で提供した、本業務に関する資料及び情報のすべて(本契約の履行の目的物を含む。)をいう。ただし、以下のものはこれに含まれない。

- (1) 公知となったもの。
- (2) 相手方から開示を受けたとき、すでに自ら保有していたもの。
- (3) のちに第三者から適法に入手したもの。

(秘密保持)

第2条 委託者及び受託者は、秘密保持に関して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託者及び受託者は、相手方から提供された特定情報の保持・取扱いに厳重な注意を払い、相手方の事前承諾なしには、これを第三者に開示しない。
- (2) 委託者及び受託者は、相手方から提供された特定情報を、相手方の事前承諾なしには、本業務以外の目的に使用しない。
- (3) 委託者及び受託者は、その従業員が、相手方から提供された特定情報を、厳重な注意をもって保持・取扱い、第三者に開示せず、また本業務以外の目的に使用せぬよう適切な措置を講ずる。
- (4) 委託者及び受託者は、相手方から提供された特定情報のうち文書によるものについては、本業務の終了後、相手方の要請あれば、これをすみやかに相手方に返還する。
- (5) 本条1項の規定に関わらず、受託者は、本業務に必要な範囲内で委託者から提供された特定情報を、受託者の子会社、下請業者等(以下「関係会社」という)に開示することが出来る。ただし、受託者は、関係会社に対し、受託者がこの特記事項で負う義務と同等の義務を負わせなくてはならない。

(有効期限)

第3条 本特記事項は、締結日より10年間効力を有する。

(協議)

第4条 本特記事項に関する疑義及び本特記事項に定めのない事項については、委託者、受託者双方は、誠意をもって協議のうえ解決する。

別掲

社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会法令遵守規程

平成22年5月27日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会(以下「本会」という。)における法令遵守に必要な事項を定めることにより、役職員等が全ての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、本会の業務活動が高い倫理性を持って行われることを確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令(告示、通知を含む。)並びに本会の定款、諸規程(細則、要領を含む。)及びこれらに関する通知をいう。

2 この規程において「法令遵守」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。

3 この規程において「役職員等」とは、本会の役員及び職員、派遣労働者並びに本会の契約先の労働者をいう。

4 この規程において「本会の業務活動」とは、本会定款に規定する業務活動をいう。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、本会の業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが本会の業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、自らの専門知識、技術、経験を活かし、本会の業務活動を発展させることにより、定款に規定する目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

(法令遵守責任者等)

第4条 本会に、法令遵守責任者を置く。

2 法令遵守責任者は、法令遵守の推進について統括し、本会全体における法令遵守体制の確立を図るとともに、本会の業務活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。

3 事務局、支部、施設及び実施事業(以下「施設等」という。)毎に副法令遵守責任者を置く。

4 副法令遵守責任者は、施設等における法令遵守体制の確立を図るとともに、本会の業務活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。

(法令等の遵守)

第5条 役職員等は、本会の業務活動の実施、経理事務の遂行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

2 役職員等は、事業の計画・立案、申請、実施、報告等本会の業務活動、経理事務の遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、本会の業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為等を行ってはならない。

(職場環境の整備)

第6条 役職員等は、本会の業務活動の実施に当たり責任ある行動の実践と不正行為の防止を図るためには、公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組むものとする。

(利益相反)

第7条 役職員等は、本会の業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成23年1月1日から施行する。